



目 次	ページ
告 示	
○県統計調査の実施（2件）	（統計分析課） 1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の休止の届出	（福祉指導課） 1
○漁船損害等補償法による同意成立	（漁業管理課） 1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（ 〃 ）	2
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定	（防災砂防課） 2
○道路の区域変更（2件）	（道 路 課） 2
○道路の供用開始（ 〃 ）	2
公 告	
○県営土地改良事業の工事の完了	（農業基盤課） 2
高知県教育委員会規則	
◎高知県教育公務員の長期研修に関する規則の一部を改正する規則	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部改正（9・11掲示）	4
◎告示（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部改正（9・14掲示）	4
正 誤	
○正誤（令2・9・8付け 告示）	5

告 示

高知県告示第777号
次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
令和2年9月29日
高知県知事 濱田 省司

1 調査の名称
高知県チャイルド・デス・レビュー（CDR）モデル事業の実施にかかる統計調査

2 調査の目的

子どもの死亡時に、医療機関等が情報を収集し、検証を行うことにより、より効果的な子どもの死亡に対する予防策を検討するための基礎資料とするため。

3 調査対象の範囲

(1) 地域
県内全域

(2) 単位
件

(3) 属性
満18歳未満の者の死亡事例

4 報告を求める事項及びその基準となる期間

(1) 報告を求める事項
ア 基本情報（年齢、性別、氏名、生年月日、死亡年月日、死亡した場所（施設名等）等）
イ 死亡診断書、死体検案書及び死後検査の情報
ウ 死亡した者の基礎疾患、既往歴及び生育歴
エ 死亡に至った状況
オ 死亡に関連した各種アクション等

(2) その基準となる期間
平成29年4月1日から令和3年3月31日まで

5 報告を求める者

(1) 数
約120件

(2) 選定方法
県が作成したリストによる全数

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織
県が民間事業者を経由して報告を求める。

(2) 調査方法
調査員による調査

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期
1回限り

(2) 調査の実施期間
令和2年10月1日から令和3年3月31日まで

高知県告示第778号
次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
令和2年9月29日
高知県知事 濱田 省司

1 調査の名称
令和2年度高知県就職水河期世代実態調査

2 調査の目的
県内の就職水河期世代の雇用環境等を把握することにより、今後の支援施策の検討に活用するための基礎資料とするため。

3 調査対象の範囲

(1) 地域
県内全域

(2) 単位
人

(3) 属性
令和2年4月1日において満34歳以上49歳以下の県民

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項
ア 基本属性（性別、年齢、年収等）
イ 現在の雇用形態等
ウ 就業の意向等
エ 県内の就職支援機関の認知度等
オ 就職水河期世代の就職支援に関する意見等

(2) その基準となる期日
令和2年10月1日

5 報告を求める者

(1) 数
1,000人以上

(2) 選定方法
調査を実施する民間事業者による有意抽出

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織
県が民間事業者を経由して報告を求める。

(2) 調査方法
オンラインによる調査

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期
1回限り

(2) 調査の実施期間
令和2年10月上旬から同年11月末日まで

高知県告示第779号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の休止について次のとおり届出があった。
令和2年9月29日
高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 休 止 年 月 日
宮田整形外科 南国市篠原49番地1 令2・8・1

高知県告示第780号
漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第

112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和2年9月29日

高知県知事 濱田 省司

吉良川町加入区

高知県告示第781号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成28年9月高知県告示第527号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により令和2年9月28日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年9月29日

高知県知事 濱田 省司

吉良川町加入区

高知県告示第782号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和2年9月29日

高知県知事 濱田 省司

幡多郡三原村マツオ谷山

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	幡多郡三原村下長谷字上安ガ市	1140番
2	” ” 字松尾谷	1686番
3	” ” ”	”
4	” ” ”	1680番3
5	” ” ”	1101番1
6	” ” ”	1108番

(2) 区域

標柱1から5までを順次に直線で結んだ線、標柱5と6を村道安ヶ市線沿いに結んだ線及び標柱6と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。ただし、昭和59年3月建設省告示第701号で指定した松尾谷川砂防指定地を除く。

高知県告示第783号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年9月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 城川橋原
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡橋原町広野1092番から 高岡郡橋原町広野937番まで	前	4.6 }	118
	後	9.0 }	117
高岡郡橋原町広野1386番から 高岡郡橋原町広野1397番1まで	前	5.0 }	204
	後	10.5 }	204

高知県告示第784号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年9月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 昭和中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		4.1	

四万十市竹屋数字口 チシロウ谷197番1 から 四万十市竹屋数字口 チシロウ谷1026番2 まで	前	}	107
		6.3	
	後	}	107
		4.7 }	11.0

高知県告示第785号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年9月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年9月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国伊野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市鏡今井字栗岡456番1から 高知市鏡今井字ヲリ坂465番まで	125	令和2年9月29日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、県営土地改良事業の工事の完了を次のとおり公告する。

令和2年9月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 土地改良事業の名称 農村地域防災減災事業（用水施設）
- 2 地区名 興津地区
- 3 工事完了年月日 令和2年2月14日

教育委員会規則

高知県教育公務員の長期研修に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月29日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第9号

高知県教育公務員の長期研修に関する規則の一部を改正する規則

高知県教育公務員の長期研修に関する規則（昭和42年高知県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「公立学校に勤務する」を削る。

第2条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「（以下「教育センター」という。）」及び「（以下「心の教育センター」という。）」を削り、「研究課題についての研究に従事する」を「研修を受ける」に改め、同条第2号中「教育センター、心の教育センター、大学その他の教育機関（以下「教育機関」という。）」を「大学その他の教育機関及び別に定める研修場所」に、「研究課題についての研究に従事する」を「研修を受ける」に改め、同条に次の1号を加える。

（3）派遣研修 前2号に掲げる長期研修以外で別に定めるものを受けるもの

第3条第3号を次のように改める。

（3）派遣研修生 前条第3号に規定する研修を受けている者をいう。

第3条第4号から第6号までを削る。

第4条中「県内留学生、県外留学生及びへき地教員留学生」を「留学生及び派遣研修生」に改める。

第5条第1項ただし書中「許可することができる」を「許可することができる」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 留学生及び派遣研修生の研修期間は、別に定める。

第6条中「及び留学生」を「、留学生及び派遣研修生」に改める。

第7条中「又は留学生」を「、留学生又は派遣研修生」に、「次の各号のいずれかに該当する者であって」を「高知県の教育公務員として3年以上勤務した経験を有する者のうち」に、「者とする」を「者であって、別に定める要件を満たすものとする」に改め、同条各号を削る。

第8条第1項中「又は留学生（第5条第2項ただし書に該当する者を除く。）」を「、留学生又は派遣研修生」に、「別記第1号様式による願書に別記第2号様式による身上書を添えて」を「別に定める書類等を」に、「次項」を「以下この条」に改め、同項後段を削り、同項にただし書として次のように加える。

ただし、当該希望する者が県立学校職員であるときは所属の学校長を、市町村教育委員会の専門的教育職員であるときは当該市町村教育委員会を、教育委員会の専門的教育職員であるときは所属長を経由して教育委員会に提出するものとする。

第8条第2項中「は別記第3号様式による人物調査書を、市町村教育委員会にあっては別記第4号様式による承認書をそれぞれ作成のうえ、当該書類」を「、市町村教育委員会及び所属長は、

別に定める必要書類等を作成の上、前項の書類等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、長期研修の手續に関し別に定めがあるときは、その定めるところによる。

第10条を削る。

第9条第1項中「研究生及び留学生候補者」を「研究生、留学生及び派遣研修生の候補者」に、「研究生留学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）」を「選考委員会」に改め、同条第2項を次のように改め、同条を第10条とする。

2 選考委員会の委員及び運営並びに候補者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

第8条の次に次の1条を加える。

（選考方法）

第9条 研究生、留学生及び派遣研修生の決定は、別に定める場合を除き、次条に規定する選考委員会による選考によって行うものとする。

第11条中「及び留学生の服務は、研究生については教育センター及び心の教育センターの、留学生については留学先の教育機関」を「の服務は、高知県教育センター及び高知県心の教育センター」に改め、同条を同条第1項とし、同条に次の1項を加える。

2 留学生及び派遣研修生の服務は、別に定める。

第12条中「必要な」を「高知県の教育公務員の長期研修に関し必要な」に、「教育長」を「高知県教育長」に改める。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第67号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年9月11日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

1 病院の表中「高知市朝倉丙1653番12号」を「高知市朝倉丙1653番地12」に、

医療法人森下会介護医療院もりした	四万十市中村一条通二丁目44番地
------------------	------------------

を

医療法人平田会平田病院介護医療院	高知市本町五丁目4番23号
医療法人仁泉会介護医療院朝倉	高知市朝倉丙1653番地12
医療法人山村会山村介護医療院和	高知市下島町11番地
医療法人産研会上町病院介護医療院	高知市上町一丁目7番34号
医療法人千博会介護医療院ちひろ	須崎市中町一丁目6番25号
医療法人長生会介護医療院おおいだ	宿毛市中央八丁目3番6号
医療法人次田会足摺病院介護医療院	土佐清水市旭町18番71号
医療法人森下会介護医療院もりした	四万十市中村一条通二丁目44番地
医療法人十全会早明浦病院介護医療院	土佐郡土佐町田井1372番地
医療法人岡本会さくら病院介護医療院	吾川郡いの町鹿敷162番地
医療法人一心会安部介護医療院	吾川郡仁淀川町岩丸102番地
医療法人金峰会介護医療院山崎病院	高岡郡越知町越知甲2041番地3

に改める。

高知県選挙管理委員会告示第68号

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第70号（公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設）の一部を次のように改正する。

令和2年9月14日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

表中

〃	土佐市新居コミュニティセンター	土佐市新居894番地	〃
須崎市	須崎市立市民体育館	須崎市西古市町6番15号	〃

を

〃	土佐市新居コミュニティセンター	土佐市新居894番地	〃
〃	土佐市複合文化施設つな一で	土佐市高岡町乙3451番地1	令和2年9月14日
須崎市	須崎市立市民体育館	須崎市西古市町6番15号	平成18年9月8日

に改める。

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
令2・9・8	10269	○告示	3	中 (37)	<u>表高知県佐喜浜町加入区の項中</u>	<u>表高知県佐喜浜加入区の項中</u>